

## 筑紫野市新庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業仕様書

### 1. 目的

現在、建設中の筑紫野市新庁舎（平成30年11月完成予定）の1階フロア窓口に、来庁者の混雑緩和、待ち時間の快適化等の市民サービスの向上及び案内機能の充実を目的に、広告付き窓口番号案内表示システムを導入するもの。

### 2. 事業期間

平成31年1月4日から3年間とする。ただし、筑紫野市庁舎建設事業の進捗により、変更する場合がある。

### 3. 設置する機器の仕様

#### (1) 設置場所

筑紫野市石崎1丁目1番1号 筑紫野市新庁舎1階フロア

- ①市民課窓口
- ②国保年金課窓口
- ③子育て支援課窓口
- ④証明発行窓口

※別紙「新庁舎1階レイアウト図」を参考にする事。

#### (2) システムの構成

- ①市民課窓口用受付番号案内表示システム 1式
- ②国保年金課窓口用受付番号案内表示システム 1式
- ③子育て支援課窓口用受付番号案内表示システム 1式
- ④証明発行窓口用受付番号案内表示システム 1式

#### (3) 機能

##### ①番号札発券機

- ア. 来庁者の手続内容に応じて番号札を発券できること。
- イ. 4業務以上選択可能なものとする事。
- ウ. 市民課、国保年金課及び子育て支援課の各窓口に設置する。
- エ. 設置後でも、必要に応じ、容易に表示内容を変更できること。

##### ②受付番号案内表示モニター

- ア. 機器は薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は50インチ程度とし、画面表示サイズは、協議の上決定するものとする。
- イ. 市民課、国保年金課及び子育て支援課の各窓口に設置する。
- ウ. モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講ずること。

③受付番号案内表示モニター（執務室用）

- ア．機器は薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は32インチ程度とし、画面表示サイズは、協議の上決定するものとする。
- イ．市民課、国保年金課及び子育て支援課の各執務室内に設置する。
- ウ．モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

④受付番号呼出器

- ア．来庁者が所持する番号札に記載された番号を②の表示モニターに表示するとともに、音声等により窓口へ呼出しすることができること。
- イ．市民課、国保年金課及び子育て支援課の各窓口より、呼出しすることができるよう必要数を設置すること。

⑤交付番号呼出器、交付番号案内表示モニター

- ア．機器は薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は50インチ程度とし、画面表示サイズは、協議の上決定するものとする。
- イ．画面表示は、表示する番号の数に応じて4窓以上に自動切替ができること。また、最大表示数を超えた場合は、最大表示画面とそれを超えた番号の表示画面を交互に表示する機能を有すること。
- ウ．番号表示と音声及びチャイムによる呼出しを自動的に行うことができること。
- エ．バーコードリーダーによる読み取り及びテンキー等による入力により、番号をモニターに表示又は取り消しができること。
- オ．証明発行窓口に設置する。
- カ．モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

⑥広報広告放映機器

- ア．機器は薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は50インチ程度とし、画面表示サイズ、設置箇所及び数量は、協議の上決定するものとする。
- イ．機器の設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。
- ウ．放映時間は、窓口業務時間（平日の午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、開庁時間の変更等に伴い、放映時間を変更できるものとする。
- エ．業務に支障のない音量設定とする。ただし、必要に応じて市が音量調整を行うことができるものとする。
- オ．全放映枠のうち、一定程度の行政情報枠を確保すること。

カ. 市から提供した素材をもとに行政情報を編集し、広告と組み合わせて放映すること。ただし、放映する映像は、あらかじめ市の審査を受けるものとする。

キ. タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であるものとする。

#### 4. 広報広告放映機器に係る行政財産の使用許可及び使用料等

- (1) システム提供者が広報広告放映機器及びこれに関連する表示板等を設置するときは、筑紫野市公有財産規則（平成4年規則第12号）に基づく使用許可をその設置期間について受けること。
- (2) システム提供者が広報広告放映機器及びこれに関連する表示板等を設置したときは、筑紫野市行政財産使用料条例（平成23年条例第8号）及び筑紫野市公有財産規則に基づく使用料及び電気料（実費）を負担すること。
- (3) 広報広告放映機器によって広告映像等を放映する対価は有料とし、システム提供者は、広告放映料を市に支払うものとする。
- (4) 広告付き窓口番号案内システムの設置、修理、撤去等に係る費用は、システム提供者が負担するものとし、移設、増設に係る費用は、市とシステム提供者が協議の上決定するものとする。
- (5) システム運用に係る一切の消耗品は、システム提供者が負担するものとする。

#### 5. 広告の審査、放映条件等

- (1) 広報広告放映機器に掲載することができる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。
  - ア. 本事業の公共性又はその品位を損なうおそれのあるもの
  - イ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
  - ウ. 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
  - エ. 公序良俗に反するもの
  - オ. その他掲載広告として適当でないと認められるもの
- (2) 広報広告放映機器に広告を掲載する広告主及びその広告の内容について、事前に市へ報告すること。
- (3) 掲載する広告の募集に当たり、システム提供者自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を与えることがないよう十分配慮すること。

## 6. 緊急時の対応

システムが使用できなくなったときは、速やかに正常な稼働状況に修繕し、又は代替機を設置すること。また、そのための体制を構築すること。

## 7. 研修等の実施

- (1) 導入するシステムの操作マニュアルを作成するとともに、別途指定する日までに職員に対し、操作研修を実施すること。
- (2) 機器の使用方法等に関し、利用する職員等からの要請に応じ、適宜、電話や電子メール等により助言を行うこと。

## 8. その他

### (1) 設置場所等

機器の設置場所は、庁舎内の施設や機器に支障のないように考慮すること。また、システム設置期間内であっても、庁舎のレイアウト変更及び組織機構見直し等により、設置場所の変更及び増設を行うことがあるものとする。

### (2) 管理責任者の配置

システム運用に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり、業務管理を行うこと。

### (3) 秘密の保持

システム提供者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

### (4) 損害賠償

システム提供者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、システム提供者がその損害を賠償しなければならない。

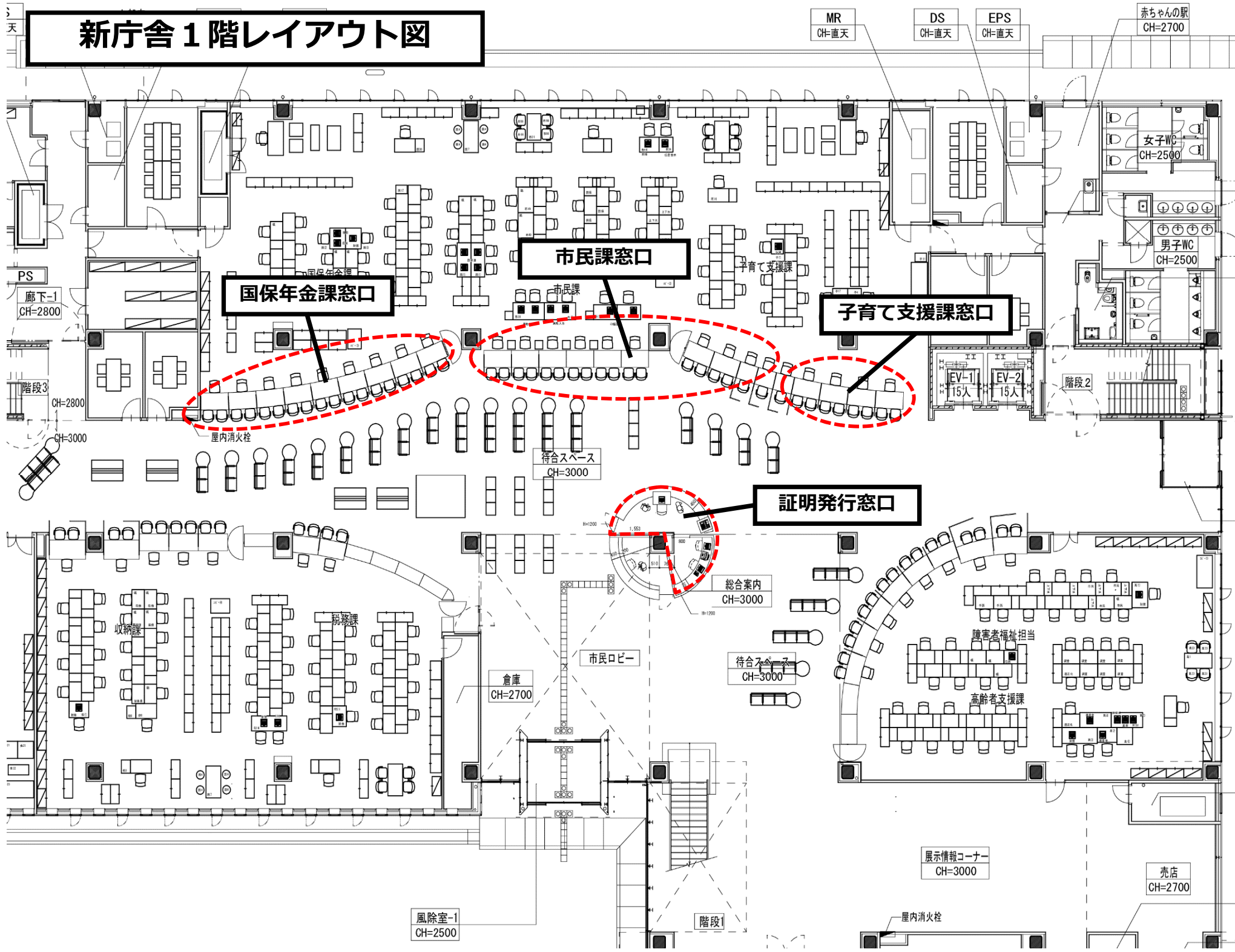
### (5) 設置の中止

市はシステム提供者が協定書の規定に違反していると認めたときは、機器等の設置を中止するものとする。

### (6) 疑義

本仕様書及び協定書等に定めのない事項については、必要に応じて市とシステム提供者が協議して定める。また、協議後は記録簿を作成し、相互に確認すること。

# 新庁舎 1階レイアウト図



MR  
CH=直天

DS  
CH=直天

EPS  
CH=直天

赤ちゃんの駅  
CH=2700

女子WC  
CH=2500

男子WC  
CH=2500

市民課窓口

国保年金課窓口

子育て支援課窓口

待合スペース  
CH=3000

証明発行窓口

総合案内  
CH=3000

市民ロビー

倉庫  
CH=2700

待合スペース  
CH=3000

障害者福祉担当

高齢者支援課

展示情報コーナー  
CH=3000

売店  
CH=2700

風除室-1  
CH=2500

階段1

屋内消火栓

PS  
廊下-1  
CH=2800

階段3  
CH=2800

CH=3000

屋内消火栓

階段2

EV-1  
15人

EV-2  
15人